

令和8年3月17日制定（国空安政第2716号）

国土交通省航空局安全部安全政策課長

行政処分等経歴開示申請要領

航空法（昭和27年法律第231号）第30条に基づいて行う行政処分及び行政手続法（平成5年法律第88号）による行政指導（口頭注意を除く。以下同じ。）の経歴に係る証明については、本要領の定めるところによるものとする。

1 申請者の範囲

行政処分等経歴証明書（以下「証明書」という。）の申請を行うことができる者は次のとおりとする。

- （1）本人
- （2）法定代理人
- （3）本人から委任を受けた任意代理人

2 証明の範囲

証明の範囲は、当該者本人に関する航空従事者技能証明取得後の航空法第30条に基づいて行う行政処分の経歴及び行政手続法による行政指導の経歴とする。

3 申請の方法

（1）申請あて先

国土交通省航空局安全部安全政策課 行政処分担当者 宛

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館7階

（2）申請に必要な書類等

- ア．行政処分等経歴開示申請書（様式1）
- イ．請求者本人確認書類又は請求資格確認書類
- ウ．航空従事者技能証明書の写し
- エ．返信用封筒（表面に申請者の氏名及び住所を記載し、簡易書留相当の郵便切手を貼付のこと。）

4 証明書の交付

申請後おおむね30日以内に、様式2による証明書を交付する。

5 備考

申請に当たって不明な点等があれば、国土交通省航空局安全部安全政策課へ問い合わせること。

本要領は、令和8年3月17日から適用する。

行政処分等経歴開示申請書

国土交通省航空局安全部安全政策課長 殿

氏名

住所又は居所

〒

TEL ()

下記のとおり行政処分及び行政指導の経歴開示を申請します。

記

1 本人確認等

ア. 開示請求者

本人 法定代理人 任意代理人

イ. 本人が請求する場合、次の書類を提出してください。

請求者本人確認書類

住民票の写し等

ロ. 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提出してください。

請求資格確認書類

戸籍謄本 登記事項証明書 その他 ()

ハ. 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。

請求資格確認書類

委任状 委任者の運転免許証等の写し

2 航空従事者技能証明番号

航空従事者技能証明書の写し

【記載に当たっての注意事項（様式1）】

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所に行政処分等経歴証明書を送付することになりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による開示請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

2 本人確認書類等

（1）本人の場合

本人が開示請求をする場合には、住民票の写し（ただし、開示請求の日前 30 日以内に作成されたものに限り、）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、国土交通省航空局安全部安全政策課に事前に相談してください。

（2）法定代理人の場合

法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、開示請求の日前 30 日以内に作成されたものに限り、）を提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。

（3）任意代理人の場合

任意代理人が開示請求をする場合には、委任状（ただし、開示請求の日前 30 日以内に作成されたものに限り、）に加え、委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

様式 2 (行政処分等経歴証明書)

国空安政第 号
令和 年 月 日

〇〇 〇〇 殿

国土交通省 航空局安全部
安全政策課長

行政処分等経歴証明書

申請者	氏 名	
	生 年 月 日	
	航空従事者技能証明番号	

証明事項等	年 月 日	内 容
		備考

申請者の航空法第 30 条に基づいて行われた行政処分等の経歴が上記のとおりであることを証明します。

証 明 年 月 日	年 月 日
-----------	-------